

特集

「森の国・木の街」の実現に向けて ～木でつなぐ、森と街、今と未来～



日本は、森林が国土の67%を占める世界有数の森林大国です。「森の国」の豊かな森林資源は、私たちの暮らしを支えるとともに、地球温暖化の防止にも貢献しています。この豊かな森林を未来へとつなぐためには、森林を適切に管理・整備するのみならず、森林から生産される木材を積極的に「使う」ことが不可欠です。

建築物に木材を利用すれば、樹木が大気中から吸収した二酸化炭素を長期間にわたって固定することが可能です。また、木材の利用は、心身面や生産性などへの良好な効果があり、快適空間の実現にも貢献します。

このたび、林野庁では、自治体や企業による木材利用の促進とその効果の「見える化」を呼びかけるため、「『森の国・木の街』づくり宣言」の募集を開始しました。森の国の豊かな森林資源を活かしながら、持続可能で魅力ある木の街づくりを目指しましょう。



1 森林資源の循環利用に向けて

日本の国土の67%は森林に覆われ、そのうち4割に相当する約1千万haが人工林です。人工林の約6割は、既に50年生を超え、戦後に植栽された樹木の多くが木材としての利用期を迎えています。

今後、主伐を実施して、伐採後に再び苗木を植えて育てることにより、次世代に向

けた森林資源の循環利用を確立することが課題となっています。

このため、森林を伐採して生産される木材を適切に販売し、そこから得られる資金を次世代の森林造成に再投資することが重要です。

このような木材利用を通じた「資源の循環」と「資金の循環」により、はじめて、豊かな森林資源を未来へつなぐことが可能となります(図1)。

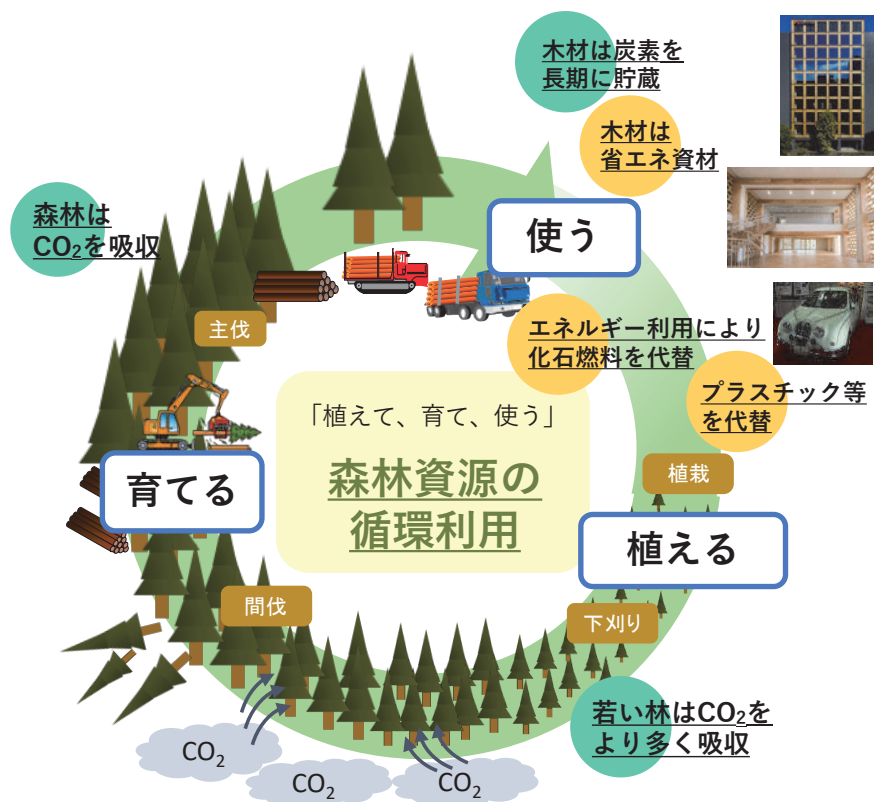


図1 森林資源の循環利用

2 木材利用による地球温暖化防止効果

地球温暖化防止は、国際社会共通の重要課題であり、日本も「2050年ネット・ゼロ」の実現に向けて多様な施策を推進しています。

木材の利用は、地球温暖化防止に向けて、①炭素の貯蔵、②エネルギー集約的資材の代替、③化石燃料の代替の3つの面で貢献します。

①樹木は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、炭素を木材として貯蔵します。木材を建築資材として使えば、炭素を長期間固定し、大気中への二酸化炭素の排出を抑制することが可能となります。

②また、木材は、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリートなど他の建築資材より少ないことから、鉄やコンクリートに代わって木材を利用すれば、建築物のライフサイクルにおける二酸化炭素排出量を削減することが可能となります。

③さらに、建築物などで使用された後の木材を、化石燃料に代わって、バイオマスエネルギーとして利用すれば、化石燃料に由来する二酸化炭素排出量を削減することが可能となります。

3 「木の街」を目指す意義

これまで、建築物の木造化は、公共建築物を中心に、学校や庁舎、商業施設など個別の建物単位で進められてきました。今後

は、建築物の木造化に積極的に取り組む企業や地方自治体が力を合わせて、木造化の取組を「点」から「面」へと広げていく必要があります。

「木の街」として、街全体で木材利用を進めることは、森林資源の循環利用や温室効果ガスの排出削減などの効果のみならず、景観の統一感や、生活環境の質の向上、エネルギー効率の高い都市構造の形成など、より多面的な効果を期待することができま

す。

実際に、海外では、スウェーデン・ストックホルム市のシックラ地区で、「Stockholm Wood City (ストックホルム・ウッド・シティ)」として、25ヘクタールを超える広大な敷地に、2,000戸の住宅と7,000カ所のオフィスや店舗などを木造で整備する世界最大規模のプロジェクトが計画されています。

国内でも、富山県黒部市でYKKグループが取り組んだ「パッシブタウン第5街区」では、地域産材を活用した複数棟の木造集合住宅が整備され、自然エネルギーの活用や健康的な住環境づくりなどの面で評価されています(図2)。

また、愛知県は、「Wood City あいち2050」構想として、県有施設の木造化・木質化や地域産材の活用を軸に、持続可能で快適な都市環境の形成を計画しています(図3)。



図2 パッシブタウン第5街区(富山県黒部市) ©Nacasa & Partners

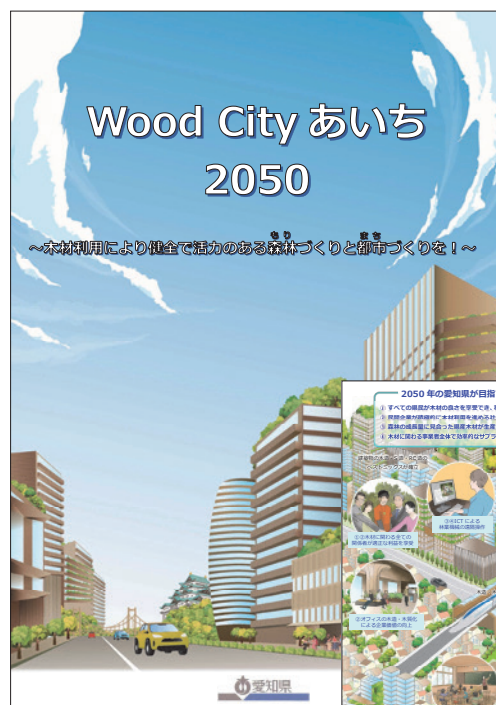


図3 WoodCityあいち 2050



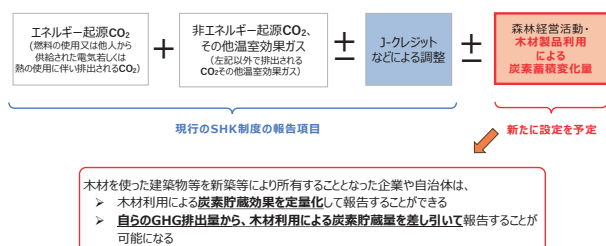
4 「木の街」を後押しするSHK制度の見直し

(1) SHK制度とは

日本では、地球温暖化対策推進法に基づき、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(通称「SHK制度」)により、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者(原油換算で年間1,500キログラム以上を使用する者など)に対して、排出量の算定・国への報告が義務付けられています。SHK制度の対象者は、地方公共団体も含

図4 木材利用による炭素貯蔵効果をSHK制度に新たに位置付け

- SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス(GHG)を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する企業や自治体が、自社のGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定。(R8.4施行予定)



報告対象となる建築物は、事業者が自ら所有する建築物で、建築物を新築・増改築・取得した場合、当該物件の炭素貯蔵量を、炭素蓄積変化量として、排出量から差

めて、全国で約1・3万事業者となっており、各事業者の排出量は、ウェブサイト上で公表されています。

(2) SHK制度の見直し

これまで、同制度では、木材の炭素貯蔵効果を考慮していませんでした。令和8年4月に予定されている制度改正では、木材を使用した建築物を自ら所有する自治体や企業が、自らの排出量から、木材利用による炭素蓄積変化量を差し引いて報告することが可能となります(図4)。

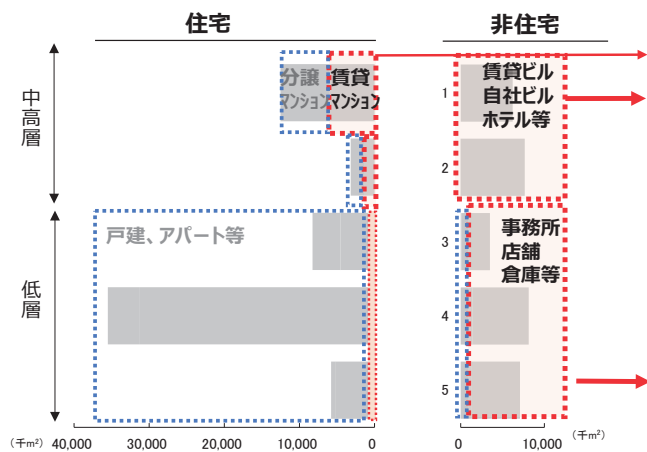


図5 SHK制度で木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能になる建築物

- 本制度改正により、主に企業等が所有する非住宅分野（オフィス、店舗、倉庫等）や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることを期待。

■ 新設着工建築物の床面積と所有形態のイメージ

- 非住宅建築物や賃貸マンションは企業等の所有が大半を占めている。



■ 企業等が所有する建築物

※企業等：デベロッパー等の不動産や金融、ホテル、飲食、物流、製造業等や公共機関

■ 個人等が所有する建築物

資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。

注：「住宅」は居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれ以外をまとめたもの。

■ SHK制度で炭素貯蔵量等の報告が可能となる建築物

- SHK制度における特定排出者数は全国に1万3千事業者を超え、企業等の排出量の約7割を占める。
- 今般の制度改正で、これら特定排出者が所有する建築物の炭素蓄積変化量を報告することが可能となる。

<中高層建築物>



賃貸ビル

〔野村不動産
溜池山王ビル〕



自社ビル

〔東京海上グループ
新本店ビル（施工中）〕



賃貸マンション

〔モクシオン稲城
（三井ホームエースト）〕

<低層建築物>



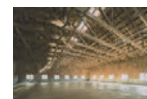
自社事務所

〔エコーブ生活協同組合
本部事務棟〕



店舗

〔マクドナルド
安芸熊野店〕



倉庫

〔フレット工場倉庫
（株）マルオカ〕

※なお、上記事例は用途別の木造化の事例であり、特定排出者以外の建築物も含む

(1) 『森の国・木の街』づくり宣言とは

5 『森の国・木の街』づくり宣言

SHK制度の対象となる約1・3万事業者は、日本の企業等による温室効果ガス排出量の約7割を占めており、オフィスや店舗、倉庫等の非住宅分野や、賃貸マンションなどの相当部分を所有しているものと見られます（図5）。

従って、今回の見直しにより、これらの事業者が、自社の炭素排出量を抑制するために、非住宅分野や賃貸マンションにおける木材利用を一層進めることが期待できます。

(3) SHK制度見直しによる効果

し引いて報告することができます。（建て替えの場合は、解体した建築物等の炭素貯蔵量を差し引いて報告。）

また、建築物以外でも、長期間利用される木材製品（オフィス家具、ウッドデッキ等）は、報告対象とすることができます。

事業者は、報告対象とした建築物等の炭素貯蔵量を台帳等に記録する必要があります。

なお、算定対象となる木材は、合法性が確認された国産材となります。

この制度改正により、木材利用による環境貢献を定量的に評価して、温室効果ガス排出量削減の実績として公的に認める仕組みが整うこととなります。

(2) 参画の流れ

「森の国・木の街」づくり宣言は、「森の国」日本の木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育むため、建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献すること

・木材利用の促進に当たっては、SHK制度などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を「見える化」すること

を宣言するものです（図6）。

地方自治体や企業は、宣言に参画することで、地域住民や取引先、従業員などのステークホルダーに対して、木造建築や木材利用による自らの環境貢献への姿勢を明確に示すことが可能となります。

「森の国・木の街」づくり宣言に参画するためには、まず、宣言の趣旨を十分に理解した上で、地方自治体や企業として、木材利用の推進に向けた具体的な方針や計画を検討することが求められます。

その上で、参画を希望する場合は、林野庁のウェブサイトから申請手続きを行い、正式に宣言した参画者として公表されます。

参画した地方自治体や企業には、宣言後、公共施設の木造化や、地域産材を活用した自社ビルの建築など、建築物における木材利用の取組を積極的に進めることが求められます。

また、SHK制度などを活用して、木材



「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。



図6 「森の国・木の街」づくり宣言



図7 宮崎県による「森の国・木の街」づくり宣言への参画



利用の効果や成果を「見える化」し、地域住民や関係者に向けて積極的に情報を発信することも求められます。

(3) 林野庁によるサポート

林野庁では、宣言の参画者に対して、技術的な助言や最新情報の提供を行うとともに、先進的な取組事例の共有などを通じて、効果的な取組の普及と持続的な実践を

後押ししてまいります。

(4) 宣言への参画状況

10月1日の募集開始から約1か月で、すでに170の企業や自治体が参画しています(図7)。企業については、林業・木材産業以外の業界からも多数参画いただいております。今後も、この宣言の輪を広げ、街の木造化の取組を全国に展開していきたい

と考えております。皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

6 木でつなぐ未来へ向けて

「森の国」日本の豊かな森林資源を次世代へつなぐためには、「木の街」として、街全体で木材利用を進め、持続可能な形で「木を使う」ことにより、「伐って、使って、植

えて、育てる」森林資源の循環利用を確立することが重要です。

「森の国・木の街」づくり宣言は、自治体や企業が、木材利用を通じて、森林資源の循環利用の確立に貢献しようとする取組を強力に後押しするものです。

今、私たちには、目の前にある森林資源の価値を正しく理解し、それを活かす行動を起こすことが求められています。木材利用を通じて、森と街、今と未来をつなぐ新たな一歩を、ともに踏み出していきましょう。